

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和4年7月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: July 28 Meeting
~ Overriding Mandatory Rules in International Commercial Arbitration~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和4年7月26日（火）までに参加申込みをお願い致します。

記

国際商事仲裁における強行的適用法規の取扱い
(会員対象行事)

日時：令和4年7月28日（木）18:00～20:00

場所：Zoomにて開催

※ご参加の意向を表明された方にはウェビナーのリンクをお送りいたします。

報告者：横溝 大先生（名古屋大学教授）

内容：各国は、輸出入管理法や競争法等社会的・経済的政策の実現のために私法的法律関係に介入する一定の法規を有しており（強行的適用法規）、国際民事紛争が国家裁判所において判断される場合、裁判所は、自らが属する国家の強行的適用法規を、一定の密接関連性を有する事実・行為に対し、準拠法如何に拘らず適用する。これに対し、国際民事紛争が仲裁廷において判断される場合には、仲裁廷が仲裁地国や他の国の強行的適用法規をどのように取り扱うのかは、それ程明らかではない。本報告では、国際商事仲裁における強行的適用法規の取扱いについて、現状を確認し今後の展望を示す。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc37RpKZyN1L-aFtEZ64Y7RIQvpxEaKyF--VDE6eqOjXrKBZg/viewform?usp=sf_link

において令和4年7月26日（火）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和4年7月26日（火）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851)
令和4年7月28日(木)の研究会に出席します。

ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：
------	-------	--

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。